

淡路市商工会
淡路市スキマ時間マッチング支援事業補助金交付要領

(趣 旨)

第1条 この要領は淡路市内で就労する人材の確保のため、兵庫県が事業展開している公式の単発お仕事探しサイト「淡路島マッチボックス」を活用する淡路市内の中小企業者に対し、当該サイト利用により企業者が負担する利用料の一部補助に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要領における補助対象者は、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 淡路市内に事業所を有する中小企業者
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
ただし、みなし大企業は除く。
- (3) 市税等を滞納していない者
- (4) 淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者を構成しない団体であること。
- (5) 淡路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員を構成しない団体であること。

(補助対象経費および補助金の額)

第3条 事業者が市内の事業所に勤務する従業員を雇用するため「淡路島マッチボックス」の利用に係る採用手数料（採用時に負担する勤務に係る給与の10%～19%）に対して補助を行う。ただし、端数切捨てとし、消費税は対象外とする。
1 事業者当たり上限100千円（下限10千円）とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。補助対象期間は当該年度の4月1日から12月31日までとする。

(補助金の申し込み)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、受付期間中に補助金申請フォームに必要事項の入力と同意書兼誓約書を淡路市商工会の窓口に提出しなければならない。ただし、申請は1企業あたり、年1回限りとする。受付期間については別途公表する。

- 2 商工会長は申込を先着順で受理する。
- 3 商工会長は前項の申込を受理したときはその内容を確認し、その結果について電磁的方法（電子メール等）により申込者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金請求)

第5条 第4条の規定による申込内容の確認結果通知を受けた申込者は、補助金を受けようとする事業が完了した日から起算して1か月以内または当該年度の1月31日のいずれか早い日までに関係書類※を電磁的方法（電子メール等）により商工会長に提出しなければならない。

※実績報告関係書類

- (1) 淡路島マッチボックスの利用明細（excel形式）
- (2) 淡路島マッチボックスの請求書（pdf形式）
- (3) 補助金交付請求書（word形式）

(4) 計算明細書 (excel形式)

(補助金の支払)

第6条 商工会長は、前条の規定による実績報告及び補助金交付請求書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付が適当と認めたときは、交付額の確定を行い、速やかに、申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第7条 商工会長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、もしくは交付した全部または一部について期日を定めて返還を命じることができる。また、補助金返還を命じられた申請者は、商工会長が定める期日まで返還しなければならない。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、または受けたことが明らかになったとき。
- (2) この要領の規定または補助金交付決定の内容に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、商工会長が補助金の交付を不适当と認めるとき。

(その他)

第8条 この要領の施行に関し必要な事項は、商工会長が別に定める

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。